平成２１年（フ）第５３号
熊本県玉名郡玉東町大字稲佐276番地１　稲佐団地２棟224号
債務者　中尾由紀子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第４０号
青森県八戸市白銀台２丁目２番地１　県営住宅Ｉ－６、前住所青森県八戸市新井田字西平32番地11
債務者　吉水　英悦
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１３７号
青森県八戸市南郷区大字市野沢字山陣屋22番地112
債務者　大入　章雄
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１４１号
青森県八戸市大字白銀町字木戸場５番地１
債務者　清水　英宏
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１５０号
青森県三戸郡階上町蒼前西５丁目９番地2533ドミール・ド・Ｒ105号、前住所青森県三戸郡階上町大字金山沢字南平16番地５
債務者　三浦　香織
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第５１４号
さいたま市緑区大字三室298番地２
債務者　眞田　代典
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７０２号
埼玉県川口市元郷６丁目12番５号　Ｍハイツ302号
債務者　山下まり子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７１２号
埼玉県川口市柳崎１丁目２番23号　メゾン並木302号
債務者　杉山　好明
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７４３号
さいたま市北区土呂町２丁目25番地７　コウヨウハウス101号室、旧住所さいたま市北区土呂町１丁目30番地11　ハイツプリムラ203号室
債務者　藤井　妙子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８６３号
埼玉県川口市本町３丁目10番20号　芝崎ハイツ103号、旧住所埼玉県川口市本町４丁目16番17号　松沢荘２階３号室
債務者　山崎　　弘
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８６４号
埼玉県川口市本町３丁目10番20号　芝崎ハイツ103号、旧住所埼玉県川口市本町４丁目16番17号　松沢荘２階３号室
債務者　山崎　やゑ
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９９号
新潟県南魚沼市宮村下新田91番地２
債務者　滝澤　信光
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１３５０号
愛知県春日井市梅ケ坪町65番地４　ジョイフル梶田Ⅱ204号
債務者　井野　隆行
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５５８号
愛知県春日井市高座台５丁目２番地１　サンハイツたかくらＣ号棟203号室
債務者　高松　俊樹
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５５９号
名古屋市中川区富田町大字戸田字西通海60番地　戸田荘11棟405号
債務者　相馬　綾乃（旧姓田口）
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４１４号
愛知県刈谷市広小路３丁目12番地　クレセントマンションＫ801号
債務者　奥山稔こと　オクヤマ　ミノル
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係